

静岡県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第5号

静岡県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例

静岡県教育委員会職員等定数条例（平成29年静岡県条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 学校の職員 <u>8,522人</u>	(2) 学校の職員 <u>8,469人</u>
(3) 県費負担教職員 <u>11,232人</u>	(3) 県費負担教職員 <u>11,347人</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。